

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、63年1月から同年3月までの期間、同年11月から平成元年3月までの期間及び同年11月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで
③ 昭和63年1月から同年3月まで
④ 昭和63年11月から平成元年3月まで
⑤ 平成元年11月から2年3月まで

申立期間について、国民年金保険料が未納であるとの回答をもらった。しかし、婦人部の方が自宅に集金に来て、妻が国民年金保険料を納めていたと記憶しているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A地区納入組合の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を申立人の妻が納付していたと主張しているが、その妻の保険料納付記録を見ると、申立期間①、②及び③について、申立人と同様に未納となっている上、申立期間④及び⑤については、当時、申請免除期間であったものを、申立期間④のうち、平成元年2月及び同年3月と申立期間⑤の保険料について、平成11年2月18日付けで追納していることが確認できる。

また、申立人の居住地区を担当していたA地区納入組合の元組合長によると、「申立人の妻が国民年金保険料を納付していたが、冬期間など納付してもらえなかったこともあった。」と証言している上、「A地区納入組合において、集金の誤りは一度も無かった。」としている。

さらに、国民年金保険料を納付していた申立人の妻は、体調を崩して

いて証言を得ることはできず、納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から44年4月まで(日付不詳)
A社B工場(現在は、C社B工場)において、季節労働で、りんごの加工(ワイン)をしていた。一緒に働いていた3人には、厚生年金保険の加入期間がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、前記の元同僚に係る厚生年金保険の加入記録は、申立期間のうち、昭和40年1月11日から同年9月8日まで等となっている上、当該元同僚の中には、「秋のりんごの時期に、3か月から4か月、3年くらい続けて勤めた。」「実際の勤務期間は分からなくなった。」と証言する者があるところ、当該事業所の当時の総務担当者は、「常用の従業員は厚生年金保険に加入させたが、季節労働者は常用にするまで試用期間があったと思う。」と証言しており、当該事業所では、採用と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間を昭和39年12月から44年4月までと主張しているところ、「雇用形態は季節労働だった。農繁期はA社B工場への勤務を休んだ。40年*月*日に次男を出産した。」とも述べている。

さらに、当該事業所は昭和44年4月1日に適用事業所でなくなっている上、現在のC社B工場は、「厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答しているほか、当時の事業主及び申立人が名前を挙げた複数の元同僚は既に他界していること等により、当時の状況を確認できる証言を

得ることができなかった。

その上、オンライン記録から、申立人は、申立期間のすべてについて、国民年金に加入し国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月 26 日から 63 年 2 月 21 日まで
② 昭和 63 年 4 月 4 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 11 月 10 日から平成元年 5 月 1 日まで

申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、申立期間①については、A社に、申立期間②及び③については、B社（現在は、C社）において勤務していたはずなので、調査の上、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が名前を記憶していた元同僚は、「自分たちは夫婦で勤務していたが、二人とも国民健康保険に加入していた。」と証言している。

また、他の元同僚は、「申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険に加入していたのは役員のみであった。他の従業員については私が印紙を一生懸命貼った記憶があるので日雇健康保険に加入していたと思う。従業員を厚生年金保険に加入させるようになったのは、平成10年ころからだ。」と証言している。

さらに、A社は平成12年に解散しており、元事業主は会社に関わるすべての資料は既に廃棄済みであるとしている。

加えて、申立人は申立期間について、国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

申立期間②及び③について、元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、その元同僚は「私は国民健康保険に加入していた。」と証言している。

また、C社が保管している厚生年金基金加入員払出簿を見ると、申立人の同基金加入記録は、平成元年7月に初めて加入していることが確認できる上、社会保険庁（当時）の記録とも一致する。

さらに、D健康保険組合では申立期間における申立人の加入記録が確認できない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月から 34 年 5 月まで (日付不詳)
申立期間は、叔父の紹介でA市のB社に勤務し、自動車の解体及び販売の仕事をしていました。当時、作業中、右手薬指にけがをした際、先輩より健康保険証だと渡されて病院に通院した記憶がある。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間ころにB社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、元同僚たちは「一緒に仕事はしていたが、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と証言している。

また、当該事業所は昭和 39 年 10 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は他界し、経理担当者は「保険加入手続きを担当していた者は死亡しており、私は保険加入については分からない。」と証言している。

さらに、申立人は、「作業中に右手薬指にけがをした際、健康保険証だと渡されて病院に通院した記憶がある。」と述べているが、工作中的の事故であることから、労災保険であった可能性も否定できない。

加えて、申立人は、「給与は現金で支給されており、給与明細書はもらっていなかった。保険料を引かれていたかは分からない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月(日付不詳)から25年2月10日まで

私は、申立期間について、A社で働いた。当時、同僚は30歳以上の人が多く、私が最年少だった。最初はみそ、しょう油を造る工場で働き、その後、大豆油を造る工場に回された。厚生年金保険の加入記録では最後の方の4か月分しか加入記録が無いが、昭和23年4月から勤務していたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の元同僚の証言により、申立人が申立期間ころにA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所は、昭和24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、昭和23年4月から24年1月までは厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、前記の元同僚に当該事業所における採用時期及び厚生年金保険の加入時期について確認したところ、「私も勤務開始と加入時期が何か月かずれている。」と証言しており、当時の事務担当者は、「私は経理担当だったが、厚生年金保険の適用、保険料の控除については、亡くなった別の担当者がやっていたので詳しくは分からない。ただし、社員の中には厚生年金保険の加入時期が入社から1、2年後の人はいたはずである。」と証言していることから、当該事業所では採用と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、当時の事業主に、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び

保険料の控除等について確認したところ、「会社は既に無く、書類も無い。私は、事務を全くやらなかったので、従業員の厚生年金保険の適用基準については分からない。」と証言している。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、「A社資格取得 25. 2. 10、資格喪失 25. 3. 25、原因解雇。A社B工場資格取得 25. 4. 1、資格喪失 25. 7. 8、原因解雇」と記載されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

なお、A社と同じ事業主で、「C社」の名称で、昭和 23 年 5 月 1 日に、厚生年金保険が適用された事業所は存在するが、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できない上、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人に該当する記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月から 25 年 12 月まで(日付不詳)

私は、昭和 22 年ころ設立された A 社へ入社し、初めのころは土地の調査等の業務を担当し、その後、B 店に石けんの配達を行いながら、クリーニングの技術を学び、A 社に洗濯部を作った。

また、私は、石けんの原料となるいかの油を仕入れるために C 町へ社長に同行し、会社設立から廃止まで正社員として在籍していた。

同じ会社で、同じように働き、厚生年金保険に加入している元同僚がいるのに、私の厚生年金保険が未加入となっていることには納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び元同僚の証言により、申立人が申立期間ころに A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人は、「同じ会社で同じように一緒に働いた元同僚が厚生年金保険に加入しているのに、私の厚生年金保険が未加入となっていることには納得できない。」と主張しているものの、申立人が名前を挙げた元同僚 3 人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録を見ると、このうち二人は申立人と同じく加入記録が無く、一人は資格取得日が異なっており、当時の社長も取得と喪失を繰り返していることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、当該事業所は、昭和 26 年 1 月 1 日に適用事業所で無くなっている上、当時の事業主は既に他界し、元同僚は「申立人は知っているが、厚生年金保険料の控除については分からない。」としており、申立期間に係る申

立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。